安全データシート

1．製品及び会社情報

製品の名称	**ヤマルーブPEAカーボンクリーナー 100 mL/200 mL**
推奨用途	ガソリン用燃料添加剤
使用上の制限	推奨用途以外には使用しないこと。

会社名	日本ケミカル工業株式会社
住所	〒424-8558　静岡県 静岡市 清水区 吉川 813番地
電話番号	054-345-3476
FAX番号	054-347-6865
担当部署	技術部

2．危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分 4
健康に対する有害性	皮膚腐食性/刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 1
環境に対する有害性	水生環境有害性　短期（急性）	区分 2
	水生環境有害性　長期（慢性）	区分 2

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語　**危険**

危険有害性情報

H227　可燃性液体
H315　皮膚刺激
H318　重篤な眼の損傷
H401　水生生物に毒性
H411　**長期継続的影響により水生生物に毒性**

注意書き：

[安全対策]
P210　熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
P264　取扱い後はよく手を洗うこと。
P273　環境への放出を避けること。
P280　保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
[応急措置]
P302+P352　皮膚についた場合：多量の水と石けんで洗うこと。
P305+P351+P338　眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P310　直ちに医者に連絡すること。
P332+P313　皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
P362+P364　汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
P370+P378　火災の場合：消火するために二酸化炭素、粉末消火剤、泡消化剤、散水、乾燥砂等の消火剤を使用すること。棒状注水は危険性を増す。
P391　漏出物を回収すること。
[保管]
P403　換気の良い場所で保管すること。
[廃棄]
P501　内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3．組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 ： 混合物
化学物質の名称及び濃度

化学名又は一般名		CAS No.	濃度（wt%）
ポリエーテルアミン		非公開	70～80
石油系炭化水素（鉱油）		非公開	20~30
	ウンデカン	1120-21-4	(2～4)
	ドデカン	112-40-3	(3～5)

4．応急措置

吸入した場合 ： 直ちに空気の新鮮な場所へ移し、保温しながら安静にすること。
もし呼吸が不規則な場合や吐き気がする場合は、直ちに医師の診断を受けること。
皮膚に付着した場合 ： 付着液を紙、布等で素早く拭き取り、もし衣類や靴が汚染した場合は直ちに脱ぎ、接触部位を多量の水又は石鹸を用いて洗浄すること。
外観に変化が見られたり、痛みがある場合は速やかに医師の診断を受けること。
眼に入った場合 ： コンタクトの有無を確認し、使用している場合は固着していない限り外し、直ちに多量の清浄な水で１５分以上洗眼し、瞼の裏まで完全に洗い、医師の診断を受けること。
飲み込んだ場合 ： 無理に吐き出させずに、直ちに医師の診断を受けること。
揮発性液体なので、吐き出させるとかえって危険性が増大する。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状
： 情報なし。
応急措置をする者の保護 ： 救助者は、適切な保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項 ： 情報なし。

5．火災時の措置

適切な消火剤 ： 粉末（ドライケミカル）、泡、炭酸ガス、乾燥砂
使ってはならない消火剤 ： 棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
火災時の特有の危険有害性 ： 燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物等の有害ガスが含まれるので消火の際には煙の吸入を避けること。
特有の消化方法 ： 保護具を着用し、消火剤を使用すること。
消火作業は風上から行うこと。
可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。
周辺火災の場合には、速やかに容器を安全な場所に移すこと。移動不可能な場合は周囲に散水して冷却すること。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置
： 救助者は適切な保護具（耐熱性着衣・手袋、呼吸保護マスク等）を着用すること。

6．漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
： 風下の人を退避させること。
付近の着火源となるものを速やかに取り除くこと。
屋内で漏洩した場合は、窓、ドアを開けて十分に換気を行うこと。
作業の際には適切な保護具(保護手袋、保護マスク、保護前掛け、ゴーグル等)を着用すること。
環境に対する注意事項 ： 流出した製品が河川などに排出され、環境への影響を起こさないよう注意すること。
封じ込め及び浄化の方法及び機材
回収、中和 ： 漏出付近の着火源を速やかに取り除くこと。
： 漏出量が少量の場合は、土砂、ウエス等に吸収させて、できるだけ容器に回収すること。その後、多量の水で洗い流すこと。
洗浄した水は、地面や排水溝等にそのまま流さないこと。
多量の場合は、土砂、ウエスなどで流れを止め、できるだけ回収すること。
残量は多量の水で洗い流すこと。
廃棄 ： 廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。
二次災害の防止策 ： 周辺の着火源となるものを速やかに取り除くこと。

7．取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 ： 『８．ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
『８．ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行うこと。
蒸気の発散を抑え、作業環境濃度をできるだけ低く保つように努めること。
静電気対策を行い、作業衣及び作業靴は導電性のものを用いること。
皮膚、眼、顔を保護する適切な保護具（保護手袋、保護マスク、保護前掛け、ゴーグル等）を着用し、風上から作業すること。
指定数量以上の危険物を取り扱う場合は、法に定められた基準を満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行うこと。数量指定未満の場合は、都道府県条例等に従うこと。

安全取扱注意事項 ： 火気厳禁。周辺での火気・スパーク・高温物の使用は避けること。
引火しやすく、またその蒸気は空気と混合して爆発性混合ガスを形成するので火気は絶対に近づけないこと。
換気のよい場所で使用し、容器は使用ごとに密栓すること。
容器から出し入れするときは、こぼれないようにすること。

接触回避 ： 『10．安定性及び反応性』を参照のこと。

衛生対策 ： 取扱い後は手洗い、うがいを十分行うこと。
作業衣などに付着した場合は着替えること。

保管

安全な保管条件 ： 貯蔵場所の電気機器は防爆構造とし、機器類は全て接地すること。
ボイラー等熱源のある場所を避けること。
熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。－禁煙。
容器は密栓し、高温（40°C以上）、直射日光を避け、風通しの良い冷暗所に保管すること。

安全な容器包装材料 ： 密栓できるもの。
アルミ、スチール、ステンレス鋼等の金属缶、又はPET容器が望ましい。

８．ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

化学名又は一般名		濃度基準値･管理濃度	許容濃度	
		厚生労働省	日本産業衛生学会	ACGIH
ポリエーテルアミン		未設定	未設定	未設定
石油系炭化水素（鉱油）		未設定	TWA 3mg/m^3（鉱油ミストとして）	TWA 5mg/m^3（鉱油ミストとして）
	ウンデカン	未設定	未設定	未設定
	ドデカン	未設定	未設定	未設定

設備対策 ： 屋内作業場での使用は、発生源を密閉する設備又は蒸気濃度が許容濃度以下になるような局所排気装置を設置すること。
機械的排気装置は防爆式とすること。
取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、位置を明瞭に表示すること。

保護具

呼吸用保護具 ： 状況に応じた適切な呼吸用保護具を着用する。

手の保護具 ： 不浸透性の保護手袋を着用する。

眼及び／又は顔面の保護具 ： 側板付き普通眼鏡又はゴーグル型保護眼鏡の着用を検討する。

皮膚及び身体の保護具 ： 長袖の作業着、安全靴の着用を検討する。

９．物理的及び化学的性質

物理状態 ： 液体

色 ： 淡黄色透明

臭い ： 石油系溶剤臭

融点／凝固点 ： 製品としてデータなし

沸点又は初留点及び沸点範囲 ： 製品としてデータなし

可燃性 ： 製品としてデータなし

爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界
： 製品としてデータなし

引火点 ： 82°C（密閉式）

自然発火点 ： 製品としてデータなし

分解温度	： 製品としてデータなし
ｐＨ	： 製品としてデータなし
動粘性率	： 32.6mm^2/s（40°C）
溶解度	： 水に不溶
n-オクタノール／水分配係数(log値)	： 製品としてデータなし
蒸気圧	： 製品としてデータなし
密度及び又は相対密度	： 0.93g/cm^3（15°C）
相対ガス密度	： 製品としてデータなし
粒子特性	： 非該当
その他のデータ	： 製品としてデータなし

10. 安定性及び反応性

反応性	： 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
化学的安定性	： 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	： 酸化性、自己反応性、爆発性なし。
避けるべき条件	： 静電放電、衝撃、振動、火気、加熱、高温
混触危険物質	： 強酸化剤との接触は避けること。 種の異なる危険物(第1類、第6類)と同一の貯蔵所に貯蔵しないこと。
危険有害な分解生成物	： 通常の取扱い条件下で危険分解物なし。

11. 有害性情報※

※下記有害性情報は、JIS Z 7252により混合物としてのGHS区分を分類した結果に基づく。

急性毒性	： 急性毒性(経口) ATEmix＞2,000mg/kgより、区分に該当しない 急性毒性(経皮) ATEmix＞2,000mg/kgより、区分に該当しない その他急性毒性については、データ不足により、分類できない、または区分に該当しない。
皮膚腐食性／刺激性	： 区分2成分≧10%より、区分２
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	： 区分1成分≧3%より、区分１
呼吸器感作性	： データ不足により、分類できない
皮膚感作性	： データ不足により、分類できない
生殖細胞変異原性	： データ不足により、分類できない
発がん性	： データ不足により、分類できない
生殖毒性	： データ不足により、分類できない
特定標的臓器毒性	
単回ばく露	： データ不足により、分類できない
反復ばく露	： データ不足により、分類できない
誤えん有害性	： 区分1≧10%、かつ40°C動粘度＞20.5 mm2/sより、区分に該当しない

12. 環境影響情報※

※生態毒性及びオゾン層への有害性は、JIS Z 7252により混合物としてのGHS区分を分類した結果に基づく。

生態毒性	
水生環境有害性	
短期(急性)	： (M(=1)×10×区分1)+区分２≧25%より、区分２
長期(慢性)	： (M(=1)×10×区分1)+区分２≧25%より、区分２
オゾン層への有害性	： データ不足により、分類できない
残留性・分解性	： 製品としてデータなし。
生態蓄積性	： 製品としてデータなし。
土壌中の移動性	： 製品としてデータなし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	： 事業者は産業廃棄物を自ら処置するか、又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理をすること。 焼却処理をする場合、安全な場所でかつ燃焼ガスに注意し、他に危害又は損傷

を及ぼす恐れがないように注意すること。
汚染容器及び包装 ： 容器は、中身の液を使い切ってから廃棄すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 (IMDG)

国連番号 ： 3082
品名 ： ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE,LIQUID,N.O.S (Polyether amine)
国連分類 ： 9
容器等級 ： III
海洋汚染物質 ： 該当
MARPOL 73/78附属書 II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質 ： 非該当

航空規制情報 (ICAO/ IATA)

国連番号 ： 3082
品名 ： ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE,LIQUID,N.O.S (Polyether amine)
国連分類 ： 9
容器等級 ： III

陸上規制情報（ADR/RID/ADN）

国連番号 ： 3082
品名 ： ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE,LIQUID,N.O.S (Polyether amine)
国連分類 ： 9
容器等級 ： III

国内規制

陸上規制情報 ： 消防法、危険物の規制に関する規制などの輸送について定めるところに従うこと。
容器は、消防法、危険物の規制に関する技術上の基準を定めたものを使用すること。
危険物第１、６類及び高圧ガスとの混載は避けること。
指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより当該車両に標識を揚げること。また、この場合は当該危険物に該当する消火設備を備えること。
運搬時の積み重ね高さ3m以下とすること。
航空規制情報 ： 航空法に定めるところに従うこと。
海上規制情報 ： 船舶安全法に定めるところに従うこと。

特別の安全対策 ： 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、最寄りの消防機関その他の関係機関に通報すること。
輸送の際は、容器漏れのないことを確かめ、荷崩れのないような処置を講ずること。
取扱い及び保管上の注意の項による他、可燃性のある有害性液体に関する一般的な注意事項による。引火性の液体なので「火気厳禁」。

緊急時応急措置指針番号 ： 171　低、中程度の危険性物質

15. 適用法令

消防法 ： 第4類 第三石油類 危険等級III 非水溶性
労働安全衛生法
・名称等を表示／通知すべき危険物及び有害物 ： 鉱油、ウンデカン(2025年4月1日施行)、ドデカン(2025年4月1日施行)

・有機溶剤中毒予防規則 ： 非該当
・特定化学物質障害予防規則
： 非該当
・がん原生物質 ： 非該当
・濃度基準設定物質 ： 非該当
・皮膚等障害化学物質 ： [皮膚刺激性有害物質]
ポリエーテルアミン
[皮膚吸収性有害物質]
非該当

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)
： 非該当
劇物及び毒物取締法 ： 非該当
船舶安全法 ： 有害性物質
航空法 ： その他の有害物件
海洋汚染防止法 ： 個品運送、海洋汚染物質、船舶からの油の排出の規制
水質汚濁防止法 ： ノルマルヘキサン抽出物質を含有
下水道法 ： ノルマルヘキサン抽出物質を含有
廃棄物処理法 ： 産業廃棄物規制

16. その他の情報

引用文献 ： JIS Z 7252:2019 GHS に基づく化学物質等の分類方法
JIS Z 7253:2019 GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル
原料メーカーのSDS、自社製品測定データ、社内情報
日本化学工業協会 GHS 対応ガイドライン 2019 年 6 月
経済産業省 事業者向け GHS 分類ガイダンス（令和元年度改訂版）
近代消防社 消防関係法規集
海文堂 危険物船舶輸送及び貯蔵規則
一般社団法人 航空危険物安全輸送協会 航空危険物規則書
原料メーカーのSDS、自社測定データ

※注意
記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。